

広報

ただみ



# 「自然首都・只見」 応援基金のご案内

☆「自然首都・只見」応援基金は、只見町が目指す「まちづくり」にご賛同いただいた皆様からの寄附を通じて、より多くの皆様と連携し、個性豊かな活力あるまちづくりを行うための基金です。

☆町内在住の方はもとより、県内、県外にお住まいの当町ご出身の方や、ご縁のある方、また只見町を応援してくださる方であれば、どなたでも基金へ寄附することができます。



# 「自然首都・只見」応援基金 【寄附方法のご案内】

## 1 寄附申込書について

- 寄附申込書に必要事項を記入の上、メール・ファックスまたは郵送でお申し込みください。  
只見町 総合政策課 財政係 電話 0241-82-5220 ファックス 0241-82-2117
- 寄附金の使い道は、複数の事業を選択することもでき、使い道の指定がない場合は、町長が使い道を決定いたします。

## 2 寄附金の納入方法について

### ①金融機関で納付する場合

- 郵便局窓口での納付  
専用の払込用紙を郵送いたしますので、最寄りの郵便局で振込みください。  
なお、振込手数料は、只見町が負担いたします。
- 町指定金融機関窓口での納付  
指定の納付書を郵送いたしますので、東邦銀行本店・支店及び、JA会津みなみの窓口で振込みください。

### ②現金書留で納付する場合

只見町役場へ郵送ください。郵送料等については本人負担となります。

### ③現金持参で納付する場合

只見町役場本庁、朝日振興センター、明和振興センターで納入することができます。

## 3 寄附金の額について

金額については、一口5,000円を基本としておりますが、端数や5,000円未満の金額でも受け付けています。

## 4 領収書の発行、事業報告について

寄附をいただきました皆様には、只見町から領収書を発行します。この寄附金は、個人の場合は寄附金控除(住民税の税額控除・所得税の所得控除)の対象となり、企業の場合は全額が損金算入されますので、確定申告等に添付ください。金額によっては控除されない場合があります。

寄附の状況や寄附を財源に行った事業は、町の広報誌、ホームページなどで随時公表し、年間を通じての寄附の状況については、前年度分を翌年10月末までに報告いたします。

(様式第1号)

## 寄 附 申 込 書

一 金 円 也

上記のとおり「自然首都・只見」応援基金事業に対して寄附したいので申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

ご住所(所在地) \_\_\_\_\_

ご氏名(団体名) \_\_\_\_\_

連絡先 電 話 \_\_\_\_\_

メール \_\_\_\_\_

只見町長 様

### 【上記寄附金の使途の指定内訳】

事業の種類	寄附口数	寄附金額
1 ブナを核としたまちづくりに関する事業	_____口 × 5,000円	円
2 雪と共存するまちづくりに関する事業	_____口 × 5,000円	円
3 次世代を担う子どもたちの教育充実に関する事業	_____口 × 5,000円	円
4 その他の事業	_____口 × 5,000円	円
5 事業を指定しない	_____口 × _____円	円

※上記の寄附口数、寄附金額欄も必ずご記入ください。

※記入がない場合及び、5の場合は、条例により町長が使途を選択させていただきます。

### 【納入方法について】

ご希望の納入方法に○をつけてください。

1. 郵便局窓口    2. 町指定金融機関窓口    3. 現金書留    4. 現金持参

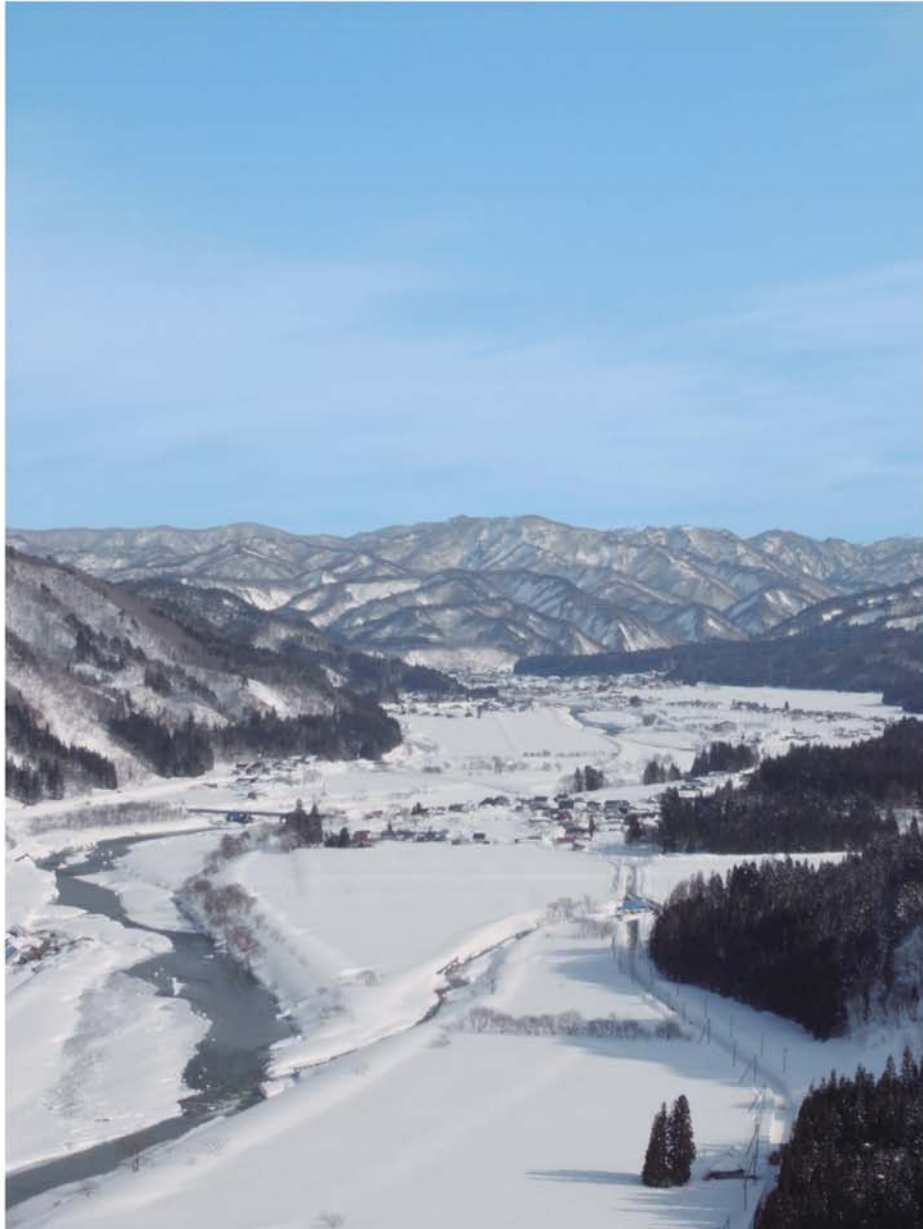
### 【情報公開について】

ご氏名、ご住所(市町村名まで)、寄附額、使途内訳の情報につきまして、事業報告書などでの公開をのぞまれますか？ どちらかに、○をつけてください。

は い ・ いいえ

【メッセージ】(ご自由にお書きください。)

「ふるさと納税」とは、ふるさと(自分が貢献したいと思う自治体)への寄付金のことで、居住地の個人住民税などから一定の控除が受けられる仕組みのことです。



お申し込み、お問い合わせ先

只見町役場 総合政策課 財政係「自然首都・只見」応援基金担当

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039

電話 0241-82-5220

ファックス 0241-82-2117

ホームページ <http://www.tadami.gr.jp/>

メールアドレス [zaisei@town.tadami.lg.jp](mailto:zaisei@town.tadami.lg.jp)